平成２４年（フ）第８３５号
千葉市美浜区高洲２丁目２番３棟310号
債務者　折笠　定利（旧姓菊地）
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第８４６号
千葉県市川市八幡４丁目11番４号　鈴木ハイツ101号
債務者　早川　兼治
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第３１８号
兵庫県姫路市飾磨区三宅１丁目104番地　プレステージ姫路Ⅲ1101号、従前の住所兵庫県姫路市手柄125番地３
債務者　紀藤　香織（旧姓江端・上田）
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第１９７号
福岡県久留米市善導寺町飯田430番地８
債務者　坂本　春雄
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第１９９号
福岡県久留米市原古賀町20番地１　レディバード208号
債務者　田中　康博
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第２００号
福岡県久留米市御井町690番地１　サンハイツ岡202号
債務者　中村やす子
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第１９８号
長崎県長崎市かき道３丁目20番14―1103号　一山方
債務者　榎本久美子
1　決定年月日時　平成24年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２１６号
長崎県長崎市愛宕４丁目24番３号　若松アパート102号
債務者　横山　エミ
1　決定年月日時　平成24年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１１９号
北海道苫小牧市美園町４丁目12番14号
債務者　山崎　信一
1　決定年月日時　平成24年８月21日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第４２１号
仙台市太白区富沢２丁目７番１号　黎シャイン102
債務者　太田　伊代
1　決定年月日時　平成24年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第４８５号
仙台市青葉区みやぎ台２丁目25番７号
債務者　片平　信幸
1　決定年月日時　平成24年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第５９７号
仙台市宮城野区田子３丁目３番40号　寿荘202
債務者　佐藤　武子
1　決定年月日時　平成24年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第２９号
宮城県気仙沼市唐桑町北中110番地７
債務者　佐々木吉江（旧姓熊谷）
1　決定年月日時　平成24年８月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２４年（フ）第９１号
福島県伊達市宮前22番地１　佐藤アパート阿部方、従前の住所福島市岡部字上条四番地阿部方
債務者　宍戸　安雄
1　決定年月日時　平成24年８月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
福島地方裁判所

平成２４年（フ）第５２３号
千葉市花見川区天戸町825番地１　ヴィラＤＥ303号
債務者　浪花　竜司
1　決定年月日時　平成24年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

財産状況報告集会等の期日変更

平成２４年（フ）第１号
高知県宿毛市宇須々木25番地５
破産者　濵口　　司
財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年11月14日午後２時
平成24年８月７日　高知地方裁判所中村支部

平成２４年（フ）第２号
高知県宿毛市宇須々木25番地５
破産者　濵口　憲三
財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年11月14日午後２時
平成24年８月７日　高知地方裁判所中村支部

平成２４年（フ）第９号
高知県土佐清水市汐見町23―18　パールビル４階402号室、住民票上の住所神奈川県厚木市旭町２丁目１番６―807号
破産者　鷲山　憲治
財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年10月31日午後１時
平成24年８月７日　高知地方裁判所中村支部